

国保組合の育成・強化、
保険証交付存続を求める
要請署名のお願い

政府は 2024 年秋に従来の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化するための関連法案を閣議決定しました。

マイナンバーカードには保険者名の記載がなく、どこの健康保険に加入しているのかわからない組合員も出てくる懸念があります。

保険証交付の廃止は、組合員の帰属意識が薄れ、これまで築き上げてきた保険者機能の低下を招き、組織機能を損なうことに繋がりがねません。

こうしたことを踏まえ、全建総連では建設国保の育成・強化、保険証交付の存続を求める要請署名に取り組みます。

今回は、組合員数より多い枚数での要請となります。組合に加入していない他業種の方にも関係する問題です。ご家族のみならず、ご近所や仕事関係、親戚、お友達など多くの方にお声掛けの上、ご協力下さるようお願いいたします。署名の際は、「〃」などは使わず、フルネーム・住所は山形県からお書き下さるようお願いいたします。

署名用紙は、国保要請ハガキと同様に**5月31日迄**に支部長(分会長)にお渡し下さい。

☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

組織人員の状況(人)

R5 年 期首	3月末	4月 加入	4月脱退 (内死亡)	4月末	前月 対比
1,481	1,458	7	10(3)	1,455	-3

組織人員の減少は、組合のメリット低減に直結する大きな問題です。

みんなの声掛けで流れを変えよう！！
～全支部・分会で純増拡大を達成しよう～
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

つるおか住宅活性化ネットワーク

令和5年度 鶴岡産材普及促進事業のご案内

新築住宅に 20 万円～25 万円を補助します
国や県等の補助金と併用することが可能！！

募集期間：令和5年5月15日～10月27日

募集件数：15件(予定)【先着順】

補助金額：基本額 15 万円(A, B 加算時 25 万円)

(A) 価格高騰緊急対策加算(金庫) +5 万円(15 件)

(B) 移住・新婚・子育て世帯加算 +5 万円(8 件)

応募要件：(以下の全てに該当すること)【抜粋】

- (1) 市内に自ら居住する「つるおか住宅」を新築
- (2) 延べ床面積 1㎡につき 0.1㎡を乗じた数量の 80% 以上の鶴岡産木材を使うこと
- (3) 本会の指定市内業者が設計及び施工を行うこと

【鶴岡市内の組合員なら登録できます】

- (4) 施工現場に本会が貸与するロゴマークの掲出
- (5) 2 日間以上の完成見学会を実施すること
- (6) 「つるおか住宅の本」及び本会 HP への掲載承認
- (7) R5. 4. 1 以降に確認済証の交付を受けていること
- (8) R6. 3. 1 までに実績報告書の提出が可能なこと

※「移住世帯」：H30. 4. 1 以降に市外から転入する世帯

※「新婚世帯」：H30. 4. 1 以降に世帯主が婚姻する世帯

※「子育て世帯」：小学校卒業前の子を含む世帯

申し込み・問い合わせ先：

つるおか住宅活性化ネットワーク事

務局 鶴岡市建築課 住宅支援係

TEL35-1428(直通)

山形県若手大工育成支援
プログラム(サポート事業)

【入職 1 年目(R4. 5. 1～R5. 4. 30)の方対象】

就職から 5 年の間に二級建築大工技能士の取得などを目指し、一定の技能を習得した方に 1 年目 10 万円、3 年目以降 20 万円を直接交付します。(合計 30 万円) ※締切 5 月 31 日

山形県大工認定制度のご紹介

山形県は、高い技術と経験を有する大工技能者を木造建築「技能の匠」・木造建築「熟練の匠」として認定しています。

※締切 10 月 31 日

詳しくは、山形県住宅情報総合サイト【タテッカーナ】又は、県土整備部建築住宅課 TEL023-630-2651 まで



組合員の明暗 (敬称略)

○ご結婚おめでとう！

佐藤 芳彦 (湯温海)

☆赤ちゃん誕生おめでとう！

原田 高基 (黄金) 菅原 孝弘 (大岩川)

◆お悔やみ申し上げます

梅木 常雄 (余目/大工) 4月 9日死去 85歳

早坂 曠 (加茂/左官) 4月 17日死去 80歳

粕谷 兼二 (温海/大工) 4月 27日死去 75歳

※組合共済申請を基に掲載しています。

4月加入者・促進者 (敬称略)

○新しい仲間

【促進者】

長沼克典 (鶴岡/住宅設備工) 【鶴岡一有賀一雄】

小林竜彦 (鶴岡/設備工) 【 - 】

菅原和成 (鶴岡/土木工) 【 - 】

兼子 剛 (黄金/大工) 【 - 】

佐藤孝明 (三川/鳶工) 【 - 】

武田貢一 (藤島/内装仕上げ工) 【鶴岡一山本豊明】

門脇 護 (余目/大工) 【 - 】

【加入7名、脱退10名(死去者3)

組合員総数 1,455 名】

4月・5月の行事

5/12 三役会 (組合)

鶴岡職業訓練協会監査会 (訓練校)

木建安全パトロール (田川)

13 建築士会鶴岡田川支部総会 (田川)

13-15 北東青協 幹事会・交流集会(秋田)

14-15 神奈川土建定期大会 (神奈川)

14 青年部家族交流会 (酒田)

21 主婦の会研修会 (組合)

22 グラウンドゴルフ大会準備会(組合)

23 県連三役打合せ会 (田川)

26 庄内職業訓練協会総会 (飽海)

27 県連青協幹事会 (山形)

28 グラウンドゴルフ大会 (創造の森)

29 執行委員会 (組合)

30 県連執行委員会 (山形)

6/4 山形建設労働組合設立 60 周年祝賀会

(山形)

4・5 千葉土建定期大会 (千葉)

7 三役会 (組合)

9 建労安全パトロール (田川)

賃金ピーアール街宣行動(鶴岡西田川)

10 山本秀康氏顕彰祝賀会(エル・サン)

賃金ピーアール街宣行動 (東田川)

13 北東地協ミニ教宣学校 (秋田)

15 全国主婦交流集会 (東京)

22 全国税金対策活動者会議 (東京)

28 執行委員会 (組合)

鶴岡職業訓練協会総会 (訓練校)

**年に一度の健康診断を
お勧め致します！！**

4月より今年度の健康診断が開始されております。今年度まだ受診されていない方は、受診し生活習慣病対策をはじめとする健康増進や重症化予防対策、健康寿命の延伸に努めましょう。

定期的に通院している方

健康だから大丈夫・・・と受診していない方

仕事が忙しくて・・・と受診できずにいる方

はぜひ受診して下さい。

40歳以上の方は、建設国保組合より送付されている『特定健診受診券』を受診窓口

に必ず提出して受診して下さい。

補助金等申請お忘れなく**◆健康診断補助金◆**

建設国保に加入していなくても、組合員本人が健康診断を受診した場合、領収書(自己負担 1,500 円以上)を組合窓口にご持参いただければ【1,500 円】の補助金が支給されます。(2年間有効・事業所名の領収書は不可、組合集団健診は補助適用済み)

◆資格取得報奨金◆

組合員本人が取得した資格の取得を証明する書類(合格証、修了証等)を組合窓口にご持参いただければ、資格に応じ、【2,000 円~20,000 円】の報奨金が支給されます。(2年間有効)



☆...☆...講習会のお知らせ☆...☆...☆

- ☆ 既に定員に達しているものがあります。 ☆
 ☆ また、定員間近なものも多くあります。 ☆
 ☆ お早めにお申し込み下さい。 ☆

★労働基準協会連合会 023-674-0204

- 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者講習
 ○ 9月14日～15日 酒田会場
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習
 ○ 6月21日～23日 酒田会場
- 有機溶剤作業主任者講習
 ○ 7月20日～21日 酒田会場

★建設業労働災害防止協会 鶴岡 0235-22-2364
酒田 0234-33-0702 寒河江 0237-83-2211

『建防災技能講習』申込を代行します

必要書類等(写真や必要資格の証明書等)をご準備いただければ、組合で「空き状況の確認」・「予約」・「申込」・「受講料の振込」を代行いたします。詳細は事前にお問合せ下さい。

❖代行手数料：1件1,000円(振込料込)

同時2件目以降500円追加

※代行できるのは建防災の講習のみです

☆一般建築物石綿含有建材調査者講習

○ 6月26日～27日 寒河江会場

毎月1～2回開催。期日の近いものから定員になります。

※「調査者」を修了しても「石綿作業主任者」をとった事にはなりませんのでご注意ください。それぞれ受講が必要な別の資格です。(「調査者」に一部免除あり)

●石綿作業主任者講習(2月迄毎月1回開催)

○10月 3日～ 4日 寒河江会場

●石綿(補講講習を含む)特別教育

○ 7月12日 寒河江会場

●車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習

○ 7月10日～11日(締切間近) 寒河江会場

●高所作業車運転技能講習

○11月21日～22日 酒田会場

●不整地運搬車運転技能講習

○10月12日～13日 鶴岡会場

●足場の組立等作業主任者講習

○ 9月 7日～ 8日 鶴岡会場

●コンクリート工作物解体等作業主任者講習

○ 6月22日～23日 寒河江会場

●小型車両系建設機械運転(整地・運搬等)特別教育

○10月10日～11日(2月迄毎月1回) 寒河江会場

☆建設業労働災害防止協会のつづき

- 自由研削用といし(グラインダー等)の取替等業務特別教育
 ○10月 2日(年度内最終) 寒河江会場
- 低圧電気取扱い特別教育
 ○ 6月12日(締切間近) 寒河江会場
- 足場の組立等特別教育
 ○ 6月13日 寒河江会場
- フルハーネス型安全帯使用作業特別教育
 ○ 9月25日 鶴岡会場
- 刈払機取扱い作業従事者安全衛生教育
 ○ 8月 7日(年度内最終) 寒河江会場
- 職長・安全衛生責任者教育
 ○ 7月 5日～ 6日 酒田会場

★陸上貨物運送事業労働災害防止協会

023-676-5560 庄内分会 0234-33-1770

●フォークリフト運転技能講習

○ 6月12日・13日(大特) 酒田会場
 ○ 6月12日・14日～16日 //

★ボイラ・クレーン安全協会 023-664-0085

酒田分室 0234-24-8737

●玉掛け技能講習(内3日間)

○ 6月1～2日・5～8日 酒田会場

●小型移動式クレーン運転技能講習(内3日間)

○ 5月19日～23日 山形会場

●床上操作式クレーン運転技能講習(内3日間)

○ 7月 6日～ 9日 遊佐会場

※いずれも予定です。お問合せ・申込みはお早目に。

資格証持参で組合補助金が適用になります。

例：作業主任者 5,000円/特別教育 2,000円ほか

☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆...☆

田川建設労働組合

みんなの掲示板

◎ 従業員募集！！

スズタケ塗装店(鶴岡市羽黒)

- 業務内容 一般塗装工事
 ○ 就労形態 社員
 ○ 賃 金 8,000～16,000円/日
 ○ 労災保険 事業所労災適用
 ○ その他 委細面談による
 ○ 連絡先 090-8787-5148



元請工事を受注しよう！！

当地方の賃金相場形成の為に、仲間で声を掛け合い、仕事を掘り起し、元請工事の受注を増やしましょう。

**「賃金 1,000 円アップ運動」
で賃上げを実現しよう!!**

国土交通省が発表した、令和 5 年 3 月から適用される「公共工事設計労務単価」は 11 年連続で引き上げられ山形県大工職で**27,700円**となりました。元請は、現場労働者の賃金として（法定福利費などの経費は別途）この金額を計上しています。請求しないものは貰えません。下請・労働者はこの金額を念頭に**請求しましょう。**

公共工事はもとより民間工事でも、組合員全員で「賃金 1,000 円アップ運動」を行ない、みんなで賃金アップを実現しましょう。

賃金アップした金額で見積書を作成、お客様に理解を得られるよう説明しましょう！

**法定福利費を見積書に
記載しましょう。**

簡易的な方法として、賃金の**15～16%**を（一人親方でも）事業主負担分の法定福利費として賃金と別枠で見積書に記載する方法があります。

まずは、見積書に「法定福利費」の項目を設けてみましょう！ それも…と言う場合は、諸経費など**既存の項目に記載する**など工夫しましょう！

労災給付日額を上げよう運動

一人親方（請負等）で働いている方、事業主の方は、労災特別加入に加入しましょう！給付基礎日額 5,000 円に加入して労災事故で 30 日休業すると

$5,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} \times (30 - 3) \text{ 日} = 108,000 \text{ 円}$

の休業補償が受けられます。

しかし、1 か月 10 万円で十分な補償と言えるでしょうか。低いと感じた方は、まず 1 段階上げてみてはいかがでしょうか。

㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

事務所閉鎖時等の緊急連絡は下記へ

執行委員長 和田 吉和 090-1495-9004

副執行委員長 佐藤 力 090-5231-5080

副執行委員長 佐藤 晃 080-2816-5598

㊧㊨㊩㊪㊫㊬㊭㊮㊯㊰㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺

**「働き方改革」全面適用まで
あと 1 年**

他産業では全面適用となる「働き方改革」ですが、建設業にはあと 1 年猶予期間があるものもあります。しかし、ほとんどの項目で既に実施しなければならない事になっています。下記①～③は**既に適用されている項目**です。労働条件の適正化は、新規入職者獲得の為には勿論のこと、既存労働者の処遇改善の為にも必要なことです。

「働き方改革」に対応できているか確認し、確実に実施しましょう！

①労働時間の記録管理<今日からできる>

出勤欠勤のみならず、毎日の出勤退勤時間を必ず記録に残しましょう！

②時間外労働の管理 <36 協定の締結>

1 日 8 時間、週 40 時間を超えて働く場合は、必ず「36 協定」の届出、適正な割増賃金を支払いましょう。

③有給休暇の付与と取得 <休日は重要>

半年以上勤務した場合、年 10 日以上の有給休暇の付与と年 5 日以上の取得義務があります。

